

SDGsサイバーフォーラム commons 活動に伴う心得

公益社団法人私立大学情報教育協会
情報教育研究委員会情報専門教育分科会

AGENDA

1. サイバーフォーラムでの行動規範について
2. 情報の取り扱いについて
3. 成果物について

1.サイバーフォーラムでの行動規範について

産学連携を推進するための活動です。成果ある目的を達するために、秩序ある行動をしてください。信頼を損ねる行動をとると個人の信頼が失われるだけでなく、コミュニティ内の関係が悪化し孤立する可能性があります。

また、本活動の信頼が失われ継続が困難になります。後進のためにも順守してください。

<サイバーフォーラムでの順守事例>

- ・ 成りすまし行為の禁止
- ・ 他人のアバターやアカウントを使用しない
- ・ アカウント、パスワードを他人と共有しない
- ・ 発信する情報を偽らない/受領した情報の守秘義務
- ・ 他者を誹謗中傷しない
- ・ 特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝しない
- ・ 公序良俗の順守

2.情報の取り扱いについて

この活動を通じて、企業の様々な情報を知ることになります。どのような情報でも、知りえた情報を漏洩してはいけません。漏洩したつもりでなくても漏洩につながる場合もありますので、様々な場面で十分に留意してください。適切な連絡手段を構築し、個人に関する情報（氏名、学籍番号、メールアドレス等）はおやみに公開しないでください。

<機密情報とは>

- 企業から知りえた情報は機密情報として扱う。ただし、すでに公になっている情報は含まれない。公になっているかわからない場合は機密情報として扱う
- 人事情報や顧客情報、経済的情報、経営に関する情報、製品情報、技術情報。打合せをしていること、訪問した場所も含まれる。

<情報漏洩につながる例>

- 第三者がいる公の場で話をしない。食堂や電車・バス等
- 本活動外の友人や家族と活動について話をしない
- 一般的なクラウドサービスを使用する場合は、企業様の確認をとること
- 電子デバイスの取り扱いに留意する（PC/スマホ/USBメモリ等への記録、企業様への持ち込み等）

3. 成果物について

活動を進めることによって、様々な成果物が生成されます。そのような成果物はビジネスにつながる可能性もあり、学術的な価値を含んでいる場合もあります。

成果物は知的財産権として法律で守る対象となります。多くの人に関わって生み出された知的財産物を適切に保護し運用するために、取り扱いに関して取り決めをしておいてください。

また、活動前に保有しているアイデアや技術については、その事実を示すようにしてください。

最後に

行動規範、情報の取り扱い、成果物について説明をしました。

規約違反などの行為を発見した場合は担当教員へ報告をお願いします。

良い学びにつながるよう、皆さんの活動に期待します。